

保育施設入所手続きのご案内

令和6年4月からの保育施設入所手続きについてお知らせします。

1. 支給認定について

教育・保育施設の利用を希望する場合、お子さんの年齢や保育の必要性の有無、保育の必要量に応じて保護者が申請し、尾花沢市から「支給認定」を受ける必要があります。

■支給認定区分の概要

「支給認定」には、次の3つの区分があります。

お子さんの年齢と保育の必要性	認定区分	主な利用先
満3歳以上で、「教育を希望」される場合	1号認定	認定こども園
満3歳以上で、「保育を必要とする理由（下記参照）に該当し、保育を希望」される場合	2号認定	保育所・認定こども園
満3歳未満で、「保育を必要とする理由（下記参照）に該当し、保育を希望」される場合	3号認定	保育所・認定こども園

■保育の必要性の有無（保育を必要とする理由）…2号・3号認定

2号・3号認定を希望する場合、保護者が「保育を必要とする理由」がなければ受けられません。「保育を必要とする理由」の主なものは下記のとおりです。

<input type="checkbox"/> 就労（フルタイムの他、パートタイム、夜間、居宅内労働等、基本的にすべての就労を含む）
<input type="checkbox"/> 妊娠、出産
<input type="checkbox"/> 保護者の疾病、障害
<input type="checkbox"/> 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
<input type="checkbox"/> 災害復旧
<input type="checkbox"/> 求職活動（起業準備を含む）
<input type="checkbox"/> 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
<input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれがある場合
<input type="checkbox"/> 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合
<input type="checkbox"/> その他、上記に類する状態として市が認める場合



■保育の必要量…2号・3号認定

保護者の就労状況（フルタイムやパートタイムなど）と、上記の「保育を必要とする理由」に応じて「保育標準時間」、「保育短時間」のいずれかの認定を受けることになります。

区分	就労時間	保育時間
保育標準時間	月 120 時間以上（フルタイム就労を想定）	最長 11 時間
保育短時間	月 64 時間以上 120 時間未満（パートタイム就労を想定）	最長 8 時間

2. 保育時間について

◇保育時間

平日：【公立保育園】午前7時15分～午後7時（延長保育時間を含む）

【私立保育園・認定こども園】午前7時15分～午後7時15分（延長保育時間を含む）

土曜日：午前8時30分～正午

※土曜日の午後からの保育が必要な場合は、入所後、各保育施設にご相談ください。

◇送迎について

保育施設までの送迎は保護者の責任にて行ってください。



◇ならし保育について

新入園児については、入園式後、ならし保育の期間があります。期間等については入所する保育施設にお問い合わせください。

3. 尾花沢市の保育施設について

	保育園名	所在地・電話等	特別保育実施状況	
			0歳児保育	延長保育(平日)
保育園	公立	さくら保育園	実施 (生後 2ヶ月～)	実施 7:15～ 19:00
		ときわ保育園		
		玉野保育園		
認定 こども園	私立	(福)ひまわり保育園		実施 7:15～ 19:15
		(福)よつばこども園		
		(学)尾花沢幼稚園		

※令和5年度よりおもだか保育園の新規入所申込受付は致しておりません。
 なお、継続入所及び兄弟入所に関しては子育て支援係までご相談ください。

4. 保育料と軽減事業について

■利用者負担額（以下、保育料）について

◇1号認定（3歳～5歳の幼児教育）…無料

◇2号・3号認定

階層区分		3号認定（3歳未満児）		2号認定（3歳以上児）		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯	0	0			
B	市民税非課税世帯	0	0			
C	市民税所得割課税世帯 (所得割額)	48,600円未満	0	0	0	
D1		97,000円未満	0			
D2		169,000円未満	31,000			30,400
D3		301,000円未満	42,000			41,200
D4		301,000円以上	56,000			55,000

※表中の年齢区分は、令和6年4月1日現在の年齢で分けられます。(年度途中で3歳になっても、3歳未満児の保育料となります。) また、教材費等の実費負担が別途かかります。

◇保育料の切り替え時期

- 令和6年4月分から8月分…令和5年度市民税所得割額（4月中旬に通知）
- 令和6年9月分から令和6年3月分…令和6年度市民税所得割額（9月上旬に通知）

■各種軽減事業について

【国の軽減事業】

- ①年収約360万円未満相当（市民税所得割額が57,700円未満）の多子世帯に係る負担軽減策
第2子の保育料は半額、第3子以降は無料となります。
- ②年収約360万円未満相当（市民税所得割額が57,700円未満）のひとり親世帯等に係る負担軽減策
第1子の保育料は半額（上限9,000円）、第2子以降は無料となります。

【尾花沢市の軽減事業】

（1）尾花沢市の保育料軽減事業

- ①同一世帯において同時に2人以上の入所児童がいる場合、同時入所の第2子目のお子さんの保育料は無料となります。
- ②18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（高校3年生の年度末まで）の兄弟姉妹を持ち、その兄弟姉妹の中で年齢の大きい方から数えて第2子目の保育料は半額、第3子以降は無料となります。

※保育料の算定は、「国の軽減事業」と「尾花沢市の軽減事業」のうち、より負担の少ない金額を保育料として決定します。

（2）副食費（給食費）補助事業

3歳～5歳のお子さんで、国の免除対象外のお子さんの給食費を全額市で負担します。
※国の免除対象者は国の制度適用で免除となります。

5. 延長保育料について

就労等により保育時間内の送迎等が困難な世帯のお子さんを対象に延長保育を実施しています。

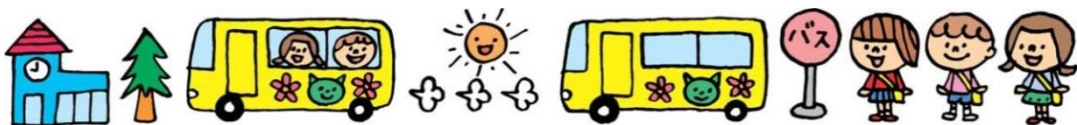
◇延長保育の利用可能時間と延長保育料・実費徴収金

保育認定区分	延長保育時間（私立）		延長保育料（月額）
保育標準時間認定	18:15～19:00（19:15）		1,000円
保育短時間認定	午前	7:15～8:30	1,000円
	午後	16:30～ 19:00（19:15）	1時間につき1,000円 （上限2,500円）

※ただし、ひとり親世帯、在宅障害児（者）を有する世帯で、保育料階層区分がA・B階層に属する世帯の場合は、上記の延長保育料は無料となります。

6. 実費徴収金（おやつ代）について

17時以降ご利用の方は、実費徴収金（おやつ代）として、月額1,000円徴収致します。



7. 令和6年度尾花沢市保育所入所手続きについて

■入所の申し込みについて（先着順ではありません）



◇入所申し込み受付期間・提出書類

- (1) 受付期間：令和5年10月2日（月）～令和5年10月31日（火）
- (2) 提出先：尾花沢市福祉課子育て支援係または入所希望の保育施設
- (3) 提出書類：

《新規入所希望の場合》

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（兼）保育所入所申込書（兼）保育児童台帳（兼）同意書
- ②保護者の「保育の利用を必要とする理由」が確認できる書類
（2号・3号認定者は添付してください）

《継続で入所される場合》 ※詳しくは園から配布される継続申込書をご覧ください

- ①保育所継続入所申込書（兼）同意書
- ②保護者の「保育の利用を必要とする理由」が確認できる書類
（2号・3号認定者は添付してください）

【「保育の利用を必要とする理由」を確認する書類】

保育の利用を必要とする理由	確認書類
就労（育児休業を含む）	就労証明書（自営の方は申立書）
妊娠・出産	母子手帳 ※
保護者の疾病、障がい 親族の介護・看護	診断書・身体障害者手帳・介護保険被保険者証等 ※
災害復旧	罹災証明書等 ※
求職活動	求職カード等 ※
就学	在学証明書等 ※
虐待やDVのおそれがあること	保護に関する証明書等 ※
その他	その他事由についてはご相談ください

※がついている書類は、申立書を提出する必要があります。各種書類については、福祉課子育て支援係または市内各保育施設に準備しています。

◇年度途中入所希望の受付について

入所希望する保育施設の定員に余裕がある場合は可能です。相談は随時受付していますので、福祉課子育て支援係までご相談ください。

◇出生前の入所予約について

出生前の予約は受け付けていません。出生後に申し込みを行ってください。

◇支給認定並びに保育所入所決定について

- (1) 支給認定並びに保育施設入所の決定は、令和6年1月上旬頃を予定しています。
- (2) 保育施設入所決定後に入所を辞退する場合や入所後に登録情報の変更がある場合は、支給認定の変更手続きが必要となりますので、速やかに入所の保育施設または子育て支援係までご連絡ください。
- (3) 年度途中で退園するときは、退園届を提出してください。

※保育施設の入所に関する情報は、尾花沢市子育て応援情報サイト「おがぁ〜れ」に随時お知らせしていきますのでご覧ください。

【<https://www.city.obanazawa.yamagata.jp/ogare/>】

尾花沢市福祉課子育て支援係

〒999-4292 山形県尾花沢市若葉町一丁目2番3号
TEL (0237) 22-1111 【内線 176・177・178】
FAX (0237) 24-0322

